

第4章

高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画

第1節 基本目標

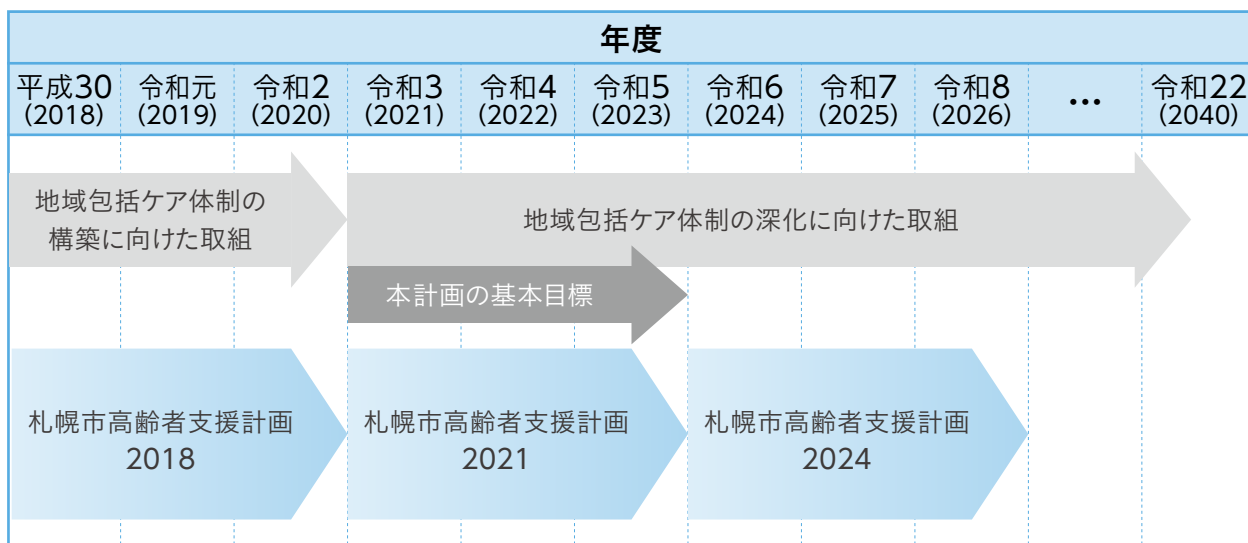
平成27年度（2015年度）以降の「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、団塊の世代がすべて75歳以上となる令和7年（2025年）までの各計画期間を通じて、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケア体制を段階的に構築する計画となっていました。

本計画では令和7年（2025年）と、さらに先の団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を見据え、地域包括ケア体制の深化に向けた基盤整備を進めることとし、引き続き以下の基本目標を掲げます。

《基本目標》

いくつになっても住み慣れた地域で
安心して暮らし続けることができるまちづくり

基本目標と計画期間



第2節

札幌市が目指す高齢者支援体制

本計画では、札幌市が目指す「誰もが健康的で安心して暮らせるまち」に向け、前計画の評価も踏まえつつ、次に掲げる支援体制を強化することにより、令和22年（2040年）を見据えた地域包括ケア体制の基盤強化を進めます。

① 高齢者と家族を支える支援体制の充実

高齢者やその家族の状態やニーズに応じ、必要なサービスが切れ目なく提供できる環境を整備します。

《これまでの主な取組》

- ・ 中重度要介護者や認知症高齢者の生活の場を確保
 [特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームを整備]
- ・ 中重度要介護や認知症になっても住み慣れた地域で在宅生活を続けられる環境の整備と家族介護者の介護負担の軽減
 [小規模多機能型居宅介護等サービスの充実]
- ・ 生活支援サービス等の担い手や社会資源をコーディネート
- ・ 認知症の方と家族を地域で支える体制の整備



認知症サポーター養成講座



生活応援ボランティア養成講座

《令和22年（2040年）に向けて》

- ・ 高齢者支援の中核として、地域包括支援センターの機能、体制強化に取り組みます。
- ・ 生活の場となる住まい・施設の実態把握と今後のあり方を検討します。
- ・ 複合的な課題や制度の狭間の課題を抱える世帯に連携して対応できる支援体制を構築します。
- ・ その時々々のニーズに対応した、効果的かつ効率的な介護サービスが提供できるよう、保険者機能の強化に努めます。



介護福祉に関する相談会

② 自立支援・重度化防止の推進

高齢者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援し、また、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の改善、重度化防止の取組を進めます。

《これまでの主な取組》

- ・ 要支援認定を受けていながら介護保険サービスを不要としている方を介護予防活動につなげ、重度化を防止
- ・ 地域の福祉活動と連携した介護予防教室の開催や地域住民による主体的な介護予防活動を支援



栄養に関する
介護予防教室



住民の自主的な
運動グループ

《令和22年（2040年）に向けて》

- ・ 軽度者の重度化防止に取り組みます。
- ・ 保険者機能を発揮した、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントを推進します。
- ・ 予防と共生[※]を両輪とする認知症施策を推進します。
- ・ 関係機関と連携し、健康寿命延伸の取組を推進します。



介護予防・認知症予防等
情報コーナー

※ 認知症施策推進大綱（令和元年（2019年）6月18日付）における「予防」と「共生」予防とは、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにすることであり、共生とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会で生きる、という意味とされている。

③ 担い手の確保と社会参加の促進

介護現場を支える担い手の確保と、元気な高齢者が地域で活躍できる機会を増やし、高齢者を支える基盤づくりに取り組みます。

《これまでの主な取組》

- ・ 介護人材確保に対する支援
 [外国人介護人材確保に対する支援など]
- ・ 高齢者の出番と役割の機会拡大
 [介護サポートポイント事業など]



介護予防サポートポイント手帳

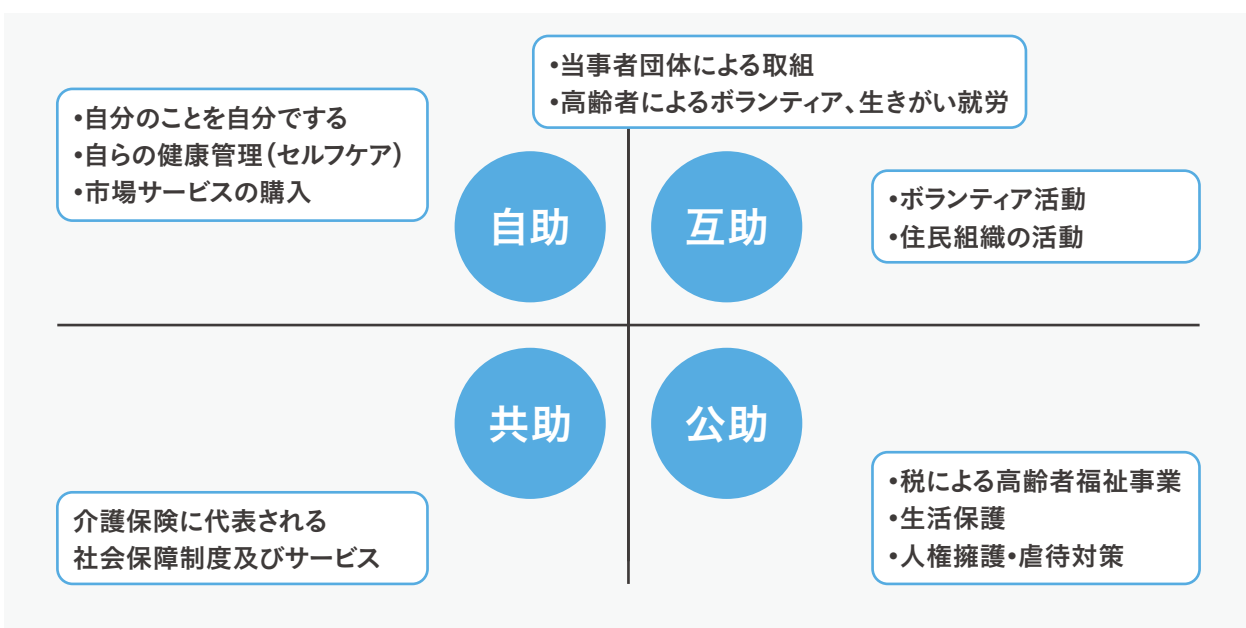
《令和22年（2040年）に向けて》

- ・ 簡素化・標準化・ICT等の活用による介護現場の業務効率化を目指します。
- ・ 意欲のある高齢者を地域での介護予防活動などに結び付ける仕組みづくりを進めます。
- ・ 自助・互助が息づく地域づくりを推進します。
- ・ 社会参加への意識醸成と機会の拡大を検討します。



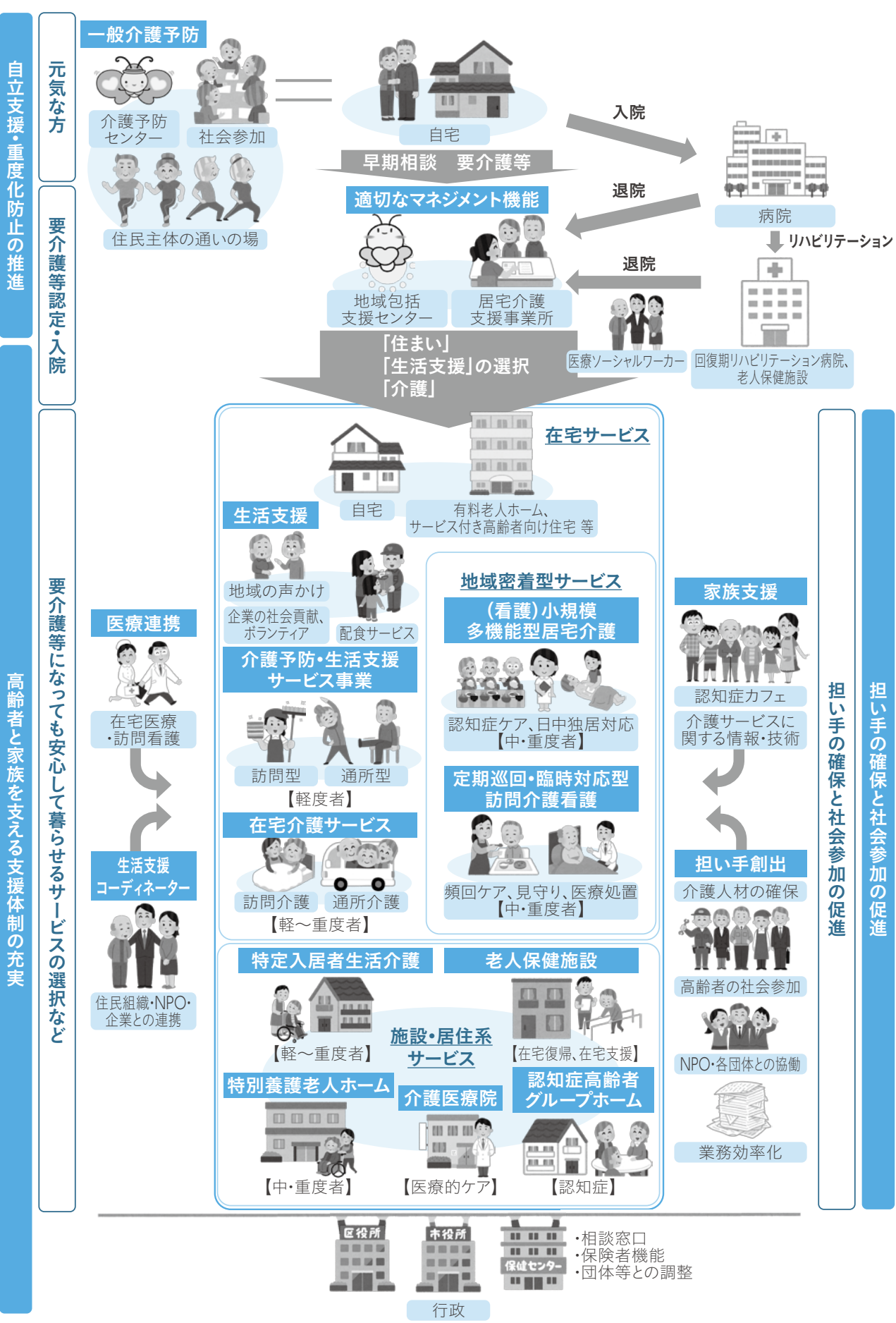
ボランティアによる買い物支援

自助・互助・共助・公助の関係



資料：厚生労働省資料をもとに作成

札幌市が目指す高齢者支援体制



第3節 圏域の考え方

札幌市では、バランスのとれた介護サービスの整備を通して、地域における必要なサービスの切れ目ない提供を目指します。

1 介護サービス圏域の設定

「介護サービス圏域」とは、「市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」です。

札幌市では、介護サービスの整備については、ここで設定する「介護サービス圏域」における整備状況を勘案しながら進めていきます（札幌市では、「介護保険法第117条第2項に基づき定める日常生活圏域」を「介護サービス圏域」と呼称します）。

訪問系の介護サービスにおいては、多くの事業所は自動車で移動することが通常となっています。また、施設・居住系サービスでは、サービス提供の中で移動に要する時間を考慮する必要がありません。

このため、これまでの介護サービスの整備が行政区単位で行われてきたこととの継続性を踏まえ、「介護サービス圏域」は前計画に引き続き、10区の行政区単位として設定します。

<介護サービス圏域>

中央区、北区、東区、白石区、厚別区、
豊平区、清田区、南区、西区、手稲区

合計10圏域

2 地域包括ケアにおける圏域の考え方について

国は、地域包括ケアシステムの構築に必要な日常生活圏域の単位として、例えば中学校区などの、おおむね30分以内に駆けつけられる範囲を想定しています。

また、地域包括ケアの推進にあたっては、介護サービスの提供だけではなく、見守りや生活支援サービスなど、より身近な区域での地域づくりを考える必要があります。

札幌市では、地区の民生委員の活動や地域組織の活動等と連携し、市内87か所のまちづくりセンター担当区域を単位として推進するものや、医療と介護の連携や認知症施策の推進、地域ケア会議など、複数の区域を組み合わせ、27か所の地域包括支援センターや53か所の介護予防センター等を単位として取り組むものなど、地域包括ケアに必要なサービス資源に応じて圏域を柔軟に考えていきます。

